

答 申 情 第 7 6 号

平成 3 0 年 2 月 2 3 日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 佐 伯 彰 洋

(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第 1 8 条第 1 項の規定に基づく諮問について (答申)

平成 2 9 年 6 月 2 9 日付け都建審第 2 8 号をもって諮問のありました下記のことについて、  
別紙のとおり答申します。

記

確認申請等の受付後に追加資料の提出を求める根拠がわかる文書等の不存在による非公開  
決定事案 (諮問情第 1 1 3 号)



(別紙)

## 1 審査会の結論

諮問庁が行った不存在による非公開決定処分は妥当である。

## 2 審査請求の経過

- (1) 審査請求人は、平成29年5月23日に、諮問庁の建築審査課に対して、京都市情報公開条例第6条第1項の規定により、以下の公文書の公開を請求した（以下「本件請求」という。）。

### 請求内容

1. 平成9年10年当時に確認申請及び計画通知の受付後に追加で資料の提出を求める場合の根拠となる規定がわかるもの（以下「本件請求1」という。）
  2. 平成26年度から平成27年度ころに京都市特定優良賃貸住宅●●団地及び■■団地（以下「両団地」という。）の建築調査（共用廊下の幅員の調査を除く）を住宅政策課及び建築審査課が合同で行った結果がわかるもの及び建築調査の際に撮影された写真（カラー）（以下「本件請求2」という。）
- (2) 諮問庁は、本件請求に係る公文書を保有していないため、不存在による非公開決定処分（以下「本件処分」という。）をし、平成29年6月7日付けで、その旨及びその理由を次のとおり審査請求人に通知した。
1. 平成9年及び10年当時、確認申請及び計画通知に係る建築物の計画が当該建築物の敷地、構造及び建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、その理由をつけてその旨を文書をもって当該申請者に通知しなければならない旨は「建築基準法」に規定されていたが、請求人は法律ではなく、本市の規定で根拠となるものを求められており、建築審査課において請求に係る文書は存在していないため。
  2. 建築審査課において、請求に係る文書は作成しておらず、また、請求に係る写真は存否を確認したが、存在が確認できなかったため。
- (3) 審査請求人は、平成29年6月9日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

### 3 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分を取り消しを求めるといものである。

### 4 諮問庁の主張

弁明書及び審査会での職員の説明によると、諮問庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

#### (1) 本件請求に係る文書について

審査請求人が求めているのは、以下の文書である。

##### ア 本件請求1に係る文書について

平成9年及び平成10年当時に、建築基準法上の確認申請及び計画通知を受け付けた後に、京都市が建築主に対して追加で資料の提出を求める場合の根拠となる京都市が定める規定がわかるもの（法律の根拠ではなく、本市が定めている規定で根拠となるものということを、公文書公開請求時に総合企画局情報化推進室情報管理担当が審査請求人に口頭で確認済）

##### イ 本件請求2に係る文書について

平成26年度から平成27年度ころに両団地に関して、建築調査（共用廊下の幅員の調査を除く。）を都市計画局住宅室住宅政策課（以下「住宅政策課」という。）及び当庁が合同で行った結果がわかるもの及び当該建築調査の際に撮影された写真

#### (2) 本件請求に係る文書が存在しないことについて

##### ア 本件請求1に係る文書について

平成9年及び平成10年当時、建築基準法上の確認申請及び計画通知に係る建築物の計画が、当該建築物の敷地、構造及び建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、その理由をつけてその旨を文書をもって当該申請者に通知しなければならない旨は「建築基準法」に規定されていた。しかし、審査請求人は、本件請求において、法律の根拠ではなく、本市が定めている規定で根拠となるものを求めている。

したがって、上記のとおり、審査請求人が求める根拠となる規定は建築基準法であるところ、本市がそのことについて規定を定めていたということはないため、当庁において本件請求1に係る文書は存在していない。

イ 本件請求2に係る文書について

平成26年3月14日に、審査請求人は京都市長に対し「平成26年（行ウ）▲▲事件」訴訟（以下「平成26年訴訟」という。）を提起した。所管課は住宅政策課である。

平成27年3月ごろ、当庁は、上記訴訟に係る建築基準法に関する相談を住宅政策課から受けた。

平成27年4月に、建築基準法に関する相談を受けた当庁が両団地の現状を把握するために、当庁及び住宅政策課とで、両団地に関する視察を行っている。しかし、当該視察は、単に両団地の現状を視認し、状況を把握するものであって、特段請求に係る文書は作成していない。

なお、当該調査時の写真の存否について、当時の担当者から引き継いだ書類を確認するとともに、当庁が所管するパソコンの共有フォルダを検索したが、存在が確認できなかった。

したがって、当庁において、本件請求に係る文書は存在していないため、本件処分を行った。

(3) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

5 審査請求人の主張

審査請求書によると、審査請求人の主張は、次のとおりである。

(1) 本件請求1に係る処分について

平成9年度計画通知受付の●●団地の場合、受付後に追加資料が提出されている具体的な事例がある。

請求対象公文書を不存在とする理由は、根拠がない。

(2) 本件請求2に係る処分について

請求人を原告とし、京都市長を被告とする京都地方裁判所に於ての行政訴訟事件の被告準備書面の記載事項は、当該建築調査に基づくものである。請求対象公文書を不存在とする理由は、根拠がない。

6 審査会の判断

当審査会は、諮問庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、下記のとおり判断する。

(1) 本件請求に係る文書について

ア 本件請求1に係る文書について

審査請求人は、本件請求時に、法律の根拠ではなく京都市の規定で根拠となるものを求めていることから、本件請求1に係る文書は、平成9年及び平成10年当時、建築基準法上の確認申請及び計画通知を京都市が受け付けた後に、建築主に対して追加で資料を求める場合、その根拠となる京都市が定めている規定が分かる文書であると認められる。

イ 本件請求2に係る文書について

平成26年度から平成27年度頃に両団地に関して、住宅政策課及び諮問庁である建築審査課が合同で行った建築調査の結果が分かる文書及び建築調査の際の写真のうち、共用廊下の幅員の調査に係る部分を除いたものであると認められる。

(2) 本件処分について

ア 本件請求1に係る処分について

(ア) 審査請求人は、「平成9年度計画通知受付の●●団地の場合、受付後に追加資料が提出されている具体的な事例がある。請求対象公文書を不存在とする理由は、根拠がない。」と主張している。

(イ) 平成9年及び平成10年における建築基準法上の確認申請及び計画通知を京都市が受け付けた後、建築主に対して追加で資料を求める場合の根拠について、諮問庁は次のとおり説明している。

平成9年及び平成10年当時、建築基準法上の確認申請及び計画通知に係る建築物の計画が、当該建築物の敷地、構造及び建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例（以下「法律等」という。）の規定に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、その理由をつけてその旨を文書をもって当該申請者に通知しなければならない旨は「建築基準法」に規定されていた。

(ウ) また、諮問庁の説明によると、平成9年及び平成10年当時も、現在も、確認申請及び計画通知が建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない場合には、上記（イ）の建築基準法の規定に基づいて建築主に対して追加で資料の提出を求めることがあるとのことであった。

(エ) 当審査会が、平成9年当時の建築基準法を確認したところ、同法第6条第4項において、「建築主事は、前項の場合において、申請に係る計画がこれらの規定に適

合しないことを認めたとき、又は申請書の記載によってはこれらの規定に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、その理由をつけてその旨を文書をもって前項の期限内に当該申請者に通知しなければならない。」と定められていたことが認められた。このことからすると、建築基準法において、諮問庁が追加の資料を求めることができる根拠となる規定がある以上、京都市が独自に根拠となる規定を定める必要性は低いものと考えられ、仮に、審査請求人が主張するとおり、「平成9年度計画通知受付の●●団地の場合、受付後に追加資料が提出されている具体的な事例がある」場合にあっては、その根拠は建築基準法であって諮問庁が審査請求人の求める文書を保有していないとする諮問庁の主張に不自然な点は認められない。

#### イ 本件請求2に係る処分について

(ア) 平成26年度から平成27年度頃に行ったとされる合同で行った建築調査について、当審査会が諮問庁に説明を求めたところ、次のとおりであった。

平成26年3月14日に、審査請求人は京都市長に対し訴訟を提起しており、その所管課は住宅政策課である。

その後、平成27年3月頃に、当該訴訟に係る建築基準法に関する相談を住宅政策課から受け、平成27年4月に、両団地の現状を把握するために、建築審査課と住宅政策課とで、合同視察を行ったものである。しかし、当該視察は、単に両団地の現状を視認し、状況を把握するものであって、特段請求に係る文書は作成していない。

なお、当該調査時の写真の存否について、当時の担当者から引き継いだ書類を確認するとともに、当庁が所管するパソコンの共有フォルダを検索したが、存在が確認できなかったものである。

(イ) 上記の訴訟と合同視察に関して、審査請求人は、「請求人を原告とし、京都市長を被告とする京都地方裁判所に於ての行政訴訟事件の被告準備書面の記載事項は、当該建築調査に基づくものである。請求対象公文書を不存在とする理由は、根拠がない。」と主張している。

(ウ) 当審査会が諮問庁に確認したところ、合同視察の主な目的は、当該訴訟の過程で、共用廊下の幅員に関することが争点の一つであったことを受けて、当該共用廊下の幅員の状況について確認するために実施したものであるとのことであった。

ところで、平成29年7月6日付け諮問情第114号の審査会審議において、当審査会が住宅政策課に確認したところ、住宅政策課は、当該訴訟が提起されたことを受けて、合同視察の前に、住宅政策課が単独で両団地における共用廊下の幅員に

関する調査（以下「住宅政策課調査」という。）を行っていたとのことであり、住宅政策課調査に基づいて当該訴訟の被告準備書面を作成したものであるとのことであった。

そのうえで、その後に建築審査課に対して、共用廊下の幅員に関して構造的な側面から新たな意見等がないか確認を求めて、合同視察を行ったものであり、当該合同視察の結果、建築審査課からは新たな意見等が出なかったとのことであった。

(エ) これらのことからすると、諮問庁は、当該訴訟の所管課である住宅政策課から両団地の共用廊下の幅員に関する確認を求められたものの、既に実施された住宅政策課調査に特段の意見を付することもなかったことから、合同視察に関する文書を作成しなかったとしても、このことについて不自然な点はない。

(3) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

平成29年 6月29日 諮問

7月31日 諮問庁からの弁明書の提出

平成30年 1月24日 諮問庁の職員の口頭理由説明（平成29年度第9回会議）

2月23日 審議（平成29年度第10回会議）

※ 審査請求人から意見陳述の希望がなかったため、意見の聴取は行わなかった。また、審査請求人から反論書の提出はなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第1部会（部会長 佐伯 彰洋）